空き家データベースシステムの整備に向けた調査事業を
実施する者の公募についての公示

令和６年６月21日

国土交通省住宅局長 石坂　聡

次のとおり、空き家データベースシステムの整備に向けた調査事業を実施する者の公募について公示します。

１．事業概要

（１）事業名

空き家データベースシステムの整備に向けた調査事業

（２）事業目的

平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、周辺に悪影響を及ぼす特定空家等の除却等の取組が進展してきたところであるが、さらなる空き家対策の強化を図るため、特定空家等の状態となる前の段階から活用や適切な管理を促進する観点で同法が改正され、令和５年12月13日より施行している。また、令和６年４月発表の統計調査によると空き家数は900万戸と増加を続けており、依然として空き家対策は喫緊の政策課題である。

一方、令和３年９月施行の「デジタル社会形成基本法」では、国も地方公共団体も、適切な役割分担を踏まえて、デジタル社会の形成に関する施策を実施する責務を有すると位置づけられており、近年のデジタル技術の進展を踏まえ、様々な政策分野においてデジタル技術の活用が求められている。

市区町村が行う空き家対策においては、空き家所有者の探索などの業務において職員が公用請求により情報を収集する、また、取得した情報を手作業により入力するなど、アナログな方法で業務が行われている現状がある。また、これらの情報がデータベース化されている場合でも、データ項目等が市区町村ごとに異なり、集約や比較分析を行う場合に多大な労力を要している。

そこで、市区町村等が空き家対策の事務を行う際に活用可能な空き家データベースシステムを整備することにより、市区町村等の業務の負荷低減、効率向上等を図ることとする。

（３）公募対象事業及び事業件数

以下の事業を実施するものとする。

空き家データベースシステムの整備に向けた調査事業　１件

（４）事業規模の目安、補助率

150,000 千円程度、定額

（５）事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和６年７月下旬～令和７年３月25日

（６）留意事項及び国土交通省との調整等

・事業の実施にあたっては、国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室と十分にかつ密に調整すること。

・事業の調査結果は、国土交通省に報告書として提出するとともに、国土交通省が空き家対策の推進にあたり活用することに同意すること。

２．応募者の要件

次の要件を全て満たす者。

・ 国土交通省住宅局長からの指名停止の措置を受けていないこと。

・ 「JIS Q 9001」又は「ISO9001」の認証を有していること。

・ 本事業において知り得た秘密を第三者に漏らし、かつ、他の事業等に用いることがないよう的確な体制を有していること。また、次のいずれかの条件を満たす個人情報の保護に係る体制を有していること。

イ 「JIS Q 27001」又は「ISO/IEC27001」の認証を有していること。

ロ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けていること。

ハ イ又はロと同等の個人情報の保護に係る体制を有していること。

・ ガバメントクラウド上でのシステム構築に係る業務の受注実績を有していること。

・ 本事業を適確に実施するに足りる経理的な基礎を有していること。

・ 本事業の適確な実施のために適切な組織及び人員を有していること（詳細は、「空き家データベースシステムの整備に向けた調査事業を実施する者の公募についての説明書」（以下、「説明書」という。）による）。

３．提案の手続等

（１）担当部局等

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室 （窪田、矢部、丹羽）

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関２－１－３

電話 03-5253-8111（内線39353、39354、39357）

電子メール hqt-juukankyouseibi@gxb.mlit.go.jp

（２）説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和６年６月24日（月）から令和６年７月16日（火）まで

②方法 説明書の交付を希望する場合は、予め上記担当部局まで事前連絡を行い、電子メール等により交付。

（３）提案書の提出期限、提出先及び方法

①期限 令和６年７月24日（水）18時00分まで
②提出先 上記担当部局
③方法
〇郵送の場合
上記担当部局にて３部郵送する。（書留郵便に限る。）
〇電子メールの場合
上記担当部局へ１部送付する。
・送付後、上記担当部局に電話で着信を確認すること。
・申請の担当者を複数名含めた送信とし、メール件名を「（応募申請）空き家データベースシステムの整備に向けた調査事業」とすること。
・使用可能なフォーマットは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）
「Microsoft Word」「Microsoft Excel」「Microsoft PowerPoint」「Just System 一太郎」「Adobe acrobat Reader」形式に限る。

４．採択者の選定方法
本公示及び説明書に記載の要件等に基づき、提出された提案書の審査を行い採択者を選定する。この際、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

５．その他
（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
（２）関連情報を入手するための照会窓口　３（１）に同じ
（３）提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者側の負担とする。
（４）提出された提案書は、提案者に無断で二次的な使用は行わない。
（５）提案書に虚偽の記載があった場合は、当該提案書を無効にするとともに、補助事業者としての採択を取り消すことがある。
（６）採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年５月14日法律第42号）に基づく開示請求があった場合には、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがない部分に関して、開示対象となる場合がある。
（７）採用されなかった提案書は、原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨、提案書を提出する際に申し出ること。
（８）詳細は説明書による。